

〔論 説〕

中国国有企業改革について

－現段階の状況と問題点－

文 言

I. はじめに

中国国有企業の改革が始まってからちょうど30年になる。30年にわたる国有企業改革は、中国におけるさまざまな改革の中で最も難しく、苦難の多いものであった。最近、改革の成果が少しずつ現れ、また良好なマクロ環境にも助けられ、国有企業の業績が好転したが、現在国有企業改革自体は最も重要な段階に入っており、決して油断できない状況にある。

本論文では、現段階の国有企業改革に焦点を絞り、その具体的な改革内容について検討し、問題を分析したうえで、これからの改革方向をより明確にしたい。

まず、現段階の改革状況を把握するために、これまでの国有企業改革の流れを簡単に紹介する。

II. 改革の諸段階

中国の国有企業改革は、1978年から始まった改革・開放政策とほぼ同時に開始した。現実における改革は時間的にはっきり区切ることができないところも多くあるが、分かりやすくするために、段階に分けて考察することが一般的である。ここでは4つの段階に分けて改革の内容を見ることにする。

第1段階 自主権拡大（1978年－1984年）

この段階における主な改革は、①企業利潤留保制度の導入と留保利潤使用権の拡大、②利潤上納制度の代わりに納税システムを部分的に導入、③企業の経済責任制を実験的に導入、の3つであった。その主な目的は、経営者と従業員の意欲を高めることであった。

それまで国有企業の利益は全部国に上納することになっていた。経営者と従業員の給与は全

国統一基準に基づいて支払われ、企業の業績とは無関係であった。このようなシステムのもとで、どんなに努力しても生み出された利益は自分たちに直接のメリットをもたらすことがなく、逆に企業の業績が悪くなっても、国が面倒を見てくれるので、労働意欲は極端に低かった。

一連の改革によって、企業は生み出される利益の一部を企業に残し、従業員のボーナスなどとして分配することができるようになった。それによって、より多く利益を生み出せば、自分たちで分配できる部分も増えるので、企業の業績が自分たちの収入と直結するようになり、経営者と従業員たちの労働意欲が高まった。

第2段階 所有権と経営権の分離（1985年—1992年）

この段階では、「国有」という社会主義的な所有性質を変えずに、経営権を外部に委託し、企業の経営状態を改善しようとするものであった。

具体的な施策として、大中型の国有企業に対して「経営請負制」、小型国有企業に「賃貸借制」をそれぞれ導入した。また、一部の企業に対して実験的に株式制を導入した。

経営請負制のもとで、各企業は利潤上納額や納税額などの達成すべき基準について合意し、政府と契約を交わし、政府から3～5年間の経営を委任される。契約の基準を達成すれば、企業は利潤の一部を企業内で使うことができる。

しかし、契約は短い期間になるので、経営者たちが短期的な目標を追求するようになり、企業の長期的な発展は無視された。さらに、一部の経営者は契約期間の権利を悪用し、企業の利益を犠牲にする代わりに自分の利益を増やす者も現れた。

第3段階 近代的企業制度の普及（1993年—1999年）

93年11月に中央政府は企業制度近代化の方針を打ち出し、12月に会社法が制定された。この段階では、有限会社と株式会社の企業制度を導入し、企業の組織構造を合理化し、会計制度を整備した。この段階の改革は、より本質的な改革のための準備段階であるといえよう。

第4段階 民営化と再編（2000年— ）

現在の改革はこの第4段階に入っている。この段階の改革は、国有企業改革の本質に迫るものである。改革の内容は大きく2つに分かれ、1つは国有企業の所有制を変えるもので、いわゆる民営化¹⁾であり、もう1つは国有企業間の資本再編である。この段階の改革は本論文の中心内容であり、次節以降に詳しく論じる。

Ⅲ. 民営化の状況

前節では4つの段階に分けて紹介したが、国有企業の改革は本質的に2つのカテゴリに入る。1つは、「国有」という属性の中での試みであり、もう1つは「国有」という属性を変えることである。4つの段階の中で、第1段階から第3段階までは、前者であり、第4段階における国有資本再編の部分も前者にあたるのに対し、民営化の部分は後者である。

国有企業はどのように改革すべきかについて、中国に限らず、世界各国で議論してきた。日本を含め世界的な流れは民営化である。純粋な企業として、国有がよいか私有にしたほうがよいかを比べるときに、判断基準はやはり業績であろう。

中国において国有企業と私有企業の業績を比較する研究は多く行われてきた。たとえば、Xu and Wang (1997) は国家所有が上場企業の業績に与える影響を取り上げた。この論文は1993年から1995年までの中国上場企業のデータを用いて、国有株比率と企業業績の間におけるマイナスの相関関係を示した。

国有企業所有制に対する改革の必要性はかなり指摘されたにもかかわらず、それを実行するのにかなり長い年月を要した。その原因は、社会主義イデオロギーと既得権にあるといえよう。市場経済を導入して二十数年すぎてからやっと所有制の改革に取り組むことができた。

1. 民営化の進行状況

表1は国務院企業研究所が調査した企業の民営化状況を示すものである。数字から分かるように、調査が行われた2004年末までに民営化した企業は44%程度で、全企業の半数にも至っていない。

表1 企業の民営化状況

分類	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数	比率	企業数	%	企業数	%
民営化した企業	1184	43.9%	259	24.8%	925	56.0%
民営化していない企業	1512	56.1%	785	75.2%	727	44.0%
合計	2696	100	1044	100	1652	100

(出所) [9] p. 3

民営化の時期は、97年以前からすでに始まったが、その数はかなり少なかった(表2)。1999年までに民営化した企業は全企業の5.7%にすぎなかった。本格的な民営化は2000年に入ってから始まっており、2003年にそのピークに達した。

表2 民営化の時期

年	全民営化企業		中央企業		地方企業		
	企業数 (社)	民営化企業に おける比率(%)	全企業に おける比率(%)	企業数 (社)	民営化企業に おける比率(%)	企業数 (社)	民営化企業に おける比率(%)
1997以前	13	1.18	0.48	2	0.82	11	1.31
1997	29	2.65	1.07	7	2.87	22	2.59
1998	38	3.47	1.41	10	4.10	28	3.29
1999	73	6.67	2.71	13	5.33	60	7.06
2000	112	10.24	4.15	21	8.61	91	10.71
2001	211	19.29	7.83	87	35.66	124	14.59
2002	208	19.01	8.0	29	11.89	179	21.06
2003	294	26.87	7.72	51	20.90	243	28.59
2004	112	10.24	4.15	24	9.84	88	10.35
合 計	1094	100		244	100	850	100

(出所) [9] p. 4

2. 民営化企業の規模

国有企業改革に対する中国政府の方針はいわゆる「抓大放小」で、つまり大企業をつかまえ、小企業を放すことである。1997年までは民営化できるのは小型国有企業に限られたが、その後民営化する企業の規模に対する制限を少しずつ緩めた。表3は民営化した時の中央企業と地方企業の規模を示している。表から分かるように、地方企業に対する民営化は中小企業中心である。一方、中央企業の中に大企業が多いので、民営化企業における大企業の比率も高い。

表3 民営化時の企業規模

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
大 型	260	22.67	87	34.25	173	19.37
中 型	427	37.23	67	26.38	360	40.31
小 型	460	40.10	100	39.37	360	40.31
合 計	1147	100	254	100	893	100

(出所) [9] p. 5

3. 非国有資本の導入方法

民営化は純粋国有資本に非国有資本を導入することと定義したが、非国有資本の導入は3つの具体的な方法で行われている。

方法1 既存の国有株式を非国有資本に売却する

方法2 新たな投資等の形で、非国有資本を受け入れ、資本金を増やす。

方法3 上記2方法の併用

表4はこの3つの方法の利用状況を示している。中央企業は、方法1と方法2をほぼ同じような高い割合で利用したが、地方企業の民営化においては、方法2の利用は少なく、方法3の利用が相対的に多かった。非国有資本の導入方法は民営化後の企業業績に影響を与える。

表4 非国有資本参入方法

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
既存株の売却	497	45.14	105	45.45	392	45.06
増資	340	30.88	102	44.16	238	27.36
併用	264	23.98	24	10.39	240	27.59
合計	1101	100	231	100	870	100

(出所) [9] p. 6

4. 民営化の主導者

民営化に当たって、一つの重要な影響要因は民営化の主導者である。民営化の主導者は、民営化に最も積極的な人たちであり、最も恩恵を受けるグループである可能性が高い。表5は民営化の主導者状況を示している。表によると、民営化主導者の中で最も多いのは親会社で、その次は政府である。また、地方企業と中央企業の違うところとして、中央企業では従業員たちによる主導が多かったが、地方企業ではかなり少なかった。

表5 民営化の主導者

主導者	中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
政府	41	7.6	367	44.8
親会社	225	41.7	304	37.1
経営陣	57	10.6	102	12.6
従業員	139	25.7	26	3.2
民営企業	1	0.2	3	0.4
主要債権銀行	42	7.8	1	0.1
資産管理会社	35	6.5	9	1.1
その他	9	1.7	7	0.9

(出所) [9] p. 7

注：複数選択可

5. 民営化後の所有形態

(1) 国有と私有

国有企業民営化に対する人々の態度と評価は、民営化後の所有形態に大きく左右されている。

国有企業の民営化は、完全国有資本に非国有資本を導入することである。非国有資本導入後、支配株主の状況に応じて、次の2つの所有形態が生まれる。

形態1 国有資本支配企業：非国有資本は半分以下

形態2 非国有資本支配企業：非国有資本は半分超

形態1は、国有資本が従来と同じ支配的な地位にあるので、本質的な変化がないと一般的に見られるのに対し、形態2は私有化され、従来の国有企業と本質的に違うと見られる。このような認識によって、それぞれの改革は多くの側面においてかなりの違いが見られた。これについてV節で詳しく見ることにする。

民営化後の所有形態状況は表6のようになっている。そこから分かるように、民営化してからも国有資本支配企業がまだ多く、民営化企業全体の7割を占めているのに対し、非国有資本支配企業は3割程度にすぎない。さらに中央企業と地方企業を分けてみると、前者における国有資本支配企業は9割近くになっており、中央企業の私有化に対する抵抗がかなり強いことが伺える。一方、地方企業における国有資本支配企業は6割程度で、中央企業に比べて私有化状況はだいぶ進んでいる。

表6 民営化企業における支配状況

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
国有資本支配	652	68.63	219	89.39	419	62.17
非国有資本支配	298	31.37	26	10.61	255	37.83
合計	950	100.0	245	100.0	674	100.0

(出所) [9] p.20

(2) 筆頭株主の状況

民営化後の所有形態を国有資本支配型と非国有資本支配型に大きく分類したが、現実の中でそれぞれはさらに細分される。国有資本の主体は、政府、国有資産管理会社、国有法人に分類され、非国有資本は、民営企業、外資企業、経営陣、従業員持株会、個人、その他に細分される。この分類に基づいて民営化した企業の筆頭株主状況は表7の通りになっている。筆頭株主として最も多いのは国有法人であり、全企業の半数以上(51%)を占めている。

表7 筆頭株主の状況

筆頭株主	企業数(社)	比率(%)
政府	43	4.53
国有資産管理会社	123	12.95
国有法人	486	51.16
民営企業	64	6.74
外資企業	13	1.37
経営陣	48	5.05
従業員持株会	91	9.58
個人	63	6.63
その他	19	2.01

(出所) [9] p.20

(3) 株式所有の集中度

中国の株式会社における筆頭株主の持株率はかなり高い。表8は民営化した企業における筆頭株主の持株率を示している。持株率の数字から分かるように、株式はかなり筆頭株主に集中しており、「経営陣」と「その他」の分類以外の筆頭株主について、持株率はすべて6割を超えている。政府が筆頭株主になっている企業に関して持株率は70%に達している。

上場企業に関して筆頭株主の持株率はこれより低いですが、それでも平均として4割を超え、かなり高い数字になっている(表9)。つまり、ほとんどの場合、筆頭株主はその企業の支配株主と考えることができるので、企業の所有性質も筆頭株主の状況で分類しても問題がないだろう。

表8 筆頭株主の株所有率

筆頭株主	平均持株数 (百万株)	持株率(%)
政府	445.7	70
国有資産管理会社	179.4	62
国有法人	81.8	64
民営企業	26.9	65
外資企業	15.2	61
経営陣	7.7	33
従業員持株会	10.4	63
その他	25.6	42

(出所) [9] p.23

表9 上場会社における筆頭株主の持株率(%)

年	平均持株率(%)	企業数(社)
1994	44.20	287
1995	43.23	311
1996	43.66	514
1997	44.55	720
1998	45.35	825
1999	45.33	923
2000	44.70	1,060
2001	44.02	1,136
2002	43.42	1,200
2003	42.52	1,263

(出所) [4] 表1.

IV. 国有資本再編の状況

一般的に再編というのは、企業、グループさらに産業全体の効率をより高くするために、企業の組織構造を変えたり、企業の壁を超えた構造を変更させたりすることであるが、中国国有企業改革において、再編の目的はこれと大きく異なる場合が多い。

中国国有企業の資本再編の目的は、3つに分けることができる。

- ①企業集団規模の拡大と強化
- ②産業構造による調整
- ③経営不振企業の救済

この3つの目的の再編の中で断然に多いのは③である。つまり、中国国有企業の再編は多くの場合、業績がかなり悪く、そのままでは破産の可能性が高く、存続させないほうが良いような企業に対して、政府は社会的安定等の考慮から再編を行う。言い換えれば、再編という名目を利用して業績の悪い国有企業を救済するのである。

再編の具体的な方法はかなり多様である。主な方法は、①政府が主導して、業績の悪い国有企業を業績の良い国有企業の管轄下におく、②業績の悪い国有企業をいったん閉鎖・倒産させてから、業績の良い企業に吸収合併させる。

国務院企業研究所の調査では、2004年までに再編を行った企業は56.4%であり、かなり高い比率であるといえよう（表10）。

表10 国有資本再編の状況

分類	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
再編した	790	56.43	146	28.02	644	73.27
再編していない	610	43.57	375	71.98	235	26.73
合計	1440	100	521	100	879	100

(出所) [9] p.52

再編が行われた時期は、民営化とほぼ同じで、2000年以降から本格的にスタートした(表11)。上場企業に対する研究の結果、2003年まで国有資本再編は民営化より多いことが分かった(表12)。

再編の主導者は、政府と親会社が最も多く、全体の9割近くに達している。しかしその内訳を見ると、中央企業の場合は親会社主導の再編がかなり多く、7割近くになっているが、地方企業の再編は政府主導が最も多かった(表13)。

表11 国有資本再編の時期

再編年度	全再編企業(社)	中央企業(社)	地方企業(社)
1993	2	0	1
1994	1	0	1
1995	2	0	1
1996	10	1	9
1997	37	4	32
1998	34	9	23
1999	37	7	29
2000	96	7	81
2001	120	20	99
2002	118	17	95
2003	213	51	160
2004	95	25	69
不明	24	5	21
合計	789	146	621

(出所) [9] pp.52-53

表12 サンプル651社の民営化と再編の推移 (1995年～2003年)

年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
民営化の企業数(社)	0	2	6	11	10	16	9	19	34	107
再編の企業数(社)	0	4	13	21	26	23	18	20	19	144

(出所) [4] 表3, 表4より作成

表13 企業再編の主導者

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
政府	267	40.76	37	23.87	230	46.00
親会社	313	47.78	106	68.38	207	41.40
経営陣	28	4.27	10	6.45	18	3.60
従業員	36	5.49	1	0.65	35	7.00
主要債権銀行	3	0.46	1	0.65	2	0.40
資産管理会社	5	0.76			5	1.00
その他	3	0.46			3	0.60
合計	655		155	100	500	100

(出所) [9] pp.53-54

再編の具体的な方法は、政策性閉鎖、解散および破産は全体の6割にも達しており、救済措置として利用されていることがわかる。残りは、国有企業による無償の吸収合併が多く(24%)、買収などもある程度見られる(9.6%) (表14)。これらの数字からも分かるように、再編は、

ほとんどの場合、企業が生存できなくなったときに行われている。

表14 再編の具体的な方法

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
政策的閉鎖	165	29.2	13	9.35	152	35.68
破産	79	13.98	2	1.44	77	18.08
解散	92	16.28	16	11.51	76	17.84
買収	54	9.56	13	9.35	41	9.62
無償合併	138	24.42	75	53.95	63	14.79
その他	37	6.55	20	14.39	17	3.99
合 計	565	100	139	100	426	100

(出所) [9] p.55

V. 民営化と再編の問題点

これまで民営化と国有資産再編の状況を紹介した。この節では民営化と再編の問題点を整理・分析し、これからの改革の方向性をより明確にする。

1. 民営化に関わる問題

民営化に関わる問題は2つの側面に分けて考察する。

- ①単純に経済性と経営効果からみて、国有企業を民営化すべきかどうかという問題
- ②民営化のプロセスにおける問題

問題①は究極的に国有企業と私有企業のどちらが優れているかという問題である。この問題に対する答えは容易ではないが、世界的に見て多くの国では国有企業の民営化を選んでいるので、私有企業のほうがより優れていることを暗黙のうちに認めているといえよう。また、前述したように中国においても経營業績の比較において非国有資本支配企業のほうがより優れていることが証明された。ただしこれらのことは私有企業の優位性を理論的に証明できたわけではない。

この問題についてこれ以上の議論は本論文の目的から外れることになるので、結論から言うと、問題①に対する答えは肯定的であり、国有企業を民営化すべきである²⁾。

民営化を実行するプロセスの中でも、さまざまな問題が考えられる。企業内では、従業員の再雇用と待遇の問題があり、外部では政府、銀行との関係、他企業や顧客との関係に関わる問

題がある。しかし、民営化の本質は所有権の変化であるので、最大の問題はやはり国有資産売却に関わる問題である。民営化においてもっとも問題にされたのは、国有資産売却における不正およびそれによる国有資産の大量流失である。

2004年、民営化における国有資産流失の問題で多くの人を巻き込んで1つ大きな論争が起きた。その先頭に立ったのは、香港中文大学の郎咸平教授である。彼は科龍電気などの企業を事例に、国有企業民営化において国有資産が流失し、経営者の個人財産になった問題を批判し、国有企業の民営化に反対した。それに対し科龍電気の代表取締役の顧雛軍氏は民営化推進派の学者と一緒に郎氏に反論した。この論争は最終的に顧氏が逮捕されたことで収束した。これをきっかけに中国政府も民営化に対する態度が厳しくなり、大型国有企業の経営陣による買取を禁止した。

上記の論争は民営化反対派の勝利で終わったように見えるが、それは本当の意味の勝利ではなかった。民営化反対派は勝利を収めるために、国有企業がより優れていることを証明するしかないが、上記の論争では、そのような証明がまったくできていない。論争における反対派の論点は、民営化するとき不正行為があり、国有資産の流失があるので、国有企業の民営化をやめるべきだ、というものであった。これは明らかに論理的な間違いを犯している。つまり、民営化における不正行為に対して有効な対策を講じることで対応すべきであり、その結論はより優れている制度への移行を反対すべきではない。

それでは、民営化における公正性を保つための条件と現実における問題について検討する。

民営化のプロセスにおいて公正性を保つために、①情報の公開、②公平な競争、③厳正な監督と不正に対する処罰の3つの条件が欠かせないだろう。

民営化における国有資産売却情報の公開方法は表15のようになっている。

表15 資産売却情報の公開方法

	中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
企業内部	231	48.22	391	64.95
新聞掲載	197	41.13	24	3.99
発表会	17	3.55	51	8.47
インターネット	5	1.04	11	1.83
資産取引所	29	6.05	125	20.76
合計	479	100	602	100

(出所) [9] p.10.

注：複数選択可

表の数字で分かるように、情報公開の方法として最も多いのは、企業内での情報公開である。

逆に他者に確実に周知できる方法として一般的に使われている新聞掲載について、中央企業は41.1%と半数以下で、地方企業に至っては4%程度にすぎない。また、現在かなり普及しているインターネットの利用は1%台に過ぎない。このような公開方法は明らかに問題であり、そこから不正が生まれるのはむしろ当然であるといえよう。

ここでもっとも疑問に感じるのは、政府はなぜ情報公開に対して厳しいルールを定めないのであるか、ということである。このような初歩的な不備を防げず、それによって民営化そのものを否定しようとするのはまったく本末転倒である。公正さを保ち、国有資産流失を防ぐために、決められた媒体に定められた期間にわたって情報を公開するというルールが欠かせない。

次に、公正性を保つために、公平な入札競争制度が必要不可欠である。しかし、現実では、公平な入札が行われていないケースが多い。その原因として、上述した情報公開の問題もあるが、他者が入札に参加しにくい多くの付加条件をつけたり、その他の不正手段を使ったりすることが挙げられる³⁾。このような不正を防ぐために国有資産売却の入札に関するルール作りは強化されるべきである。

最後に、決まったルールに従って民営化が行われているかどうかを厳正に監督するシステムが必要である。中国では監督するのはその企業を管轄する行政部門がほとんどである。しかし、それだけではとても不十分であり、外部組織による監督を強化する必要がある。さらに検挙や処罰においてもさまざまな不備があり、不正行為の横行につながったといえよう。検挙と処罰を厳正にすれば、その見せかけ効果によっても不正行為がかなり減るだろう。

2. 再編の問題点

前述したように、中国国有企業の資本再編の多くは、救済のために行われたものである。社会的安定のためにこのような措置は必要かもしれないが、以下のような問題をはらんでいる。

- ①受け皿となる会社の経営に悪影響を与える。
- ②再編を利用して債務から逃れる。
- ③根本的な問題解決にならない。

問題①については、再編は受け入れる側の企業にとって大きな負担となることが多い。それによって業績のいい企業はマイナスの影響を受け、業績低下する恐れがある。とくに、競争がますます激しくなる環境の中で、共倒れになりかねない。企業の経営という立場からこのような再編はやはり大きな問題である。

問題②について、国有資本の再編では、企業の利益のために国の利益を犠牲にすることが多く見られ、その中に、再編を悪用する企業もある。具体的な現象として、再編において従業員

中国国有企業改革について

の利益を十分に配慮するが、国の利益を犠牲にすることが挙げられる。たとえば、再編する前に4割以上の企業では従業員給料の未払いがあったが、再編によってほとんどの企業はそれを支払った(表16)。これに対し、再編前、政府の税金が未払いになっていた企業も4割程度あったが、再編後その税金を支払った企業は半数程度にすぎない(表17)。銀行からの借金についてもほぼ同じ状況で、再編後借金を返済した、または返済の約束をした企業は半数程度である(表18)。

表16 未払い給与の支払い状況

	企業数(社)	比率(%)
再編前給与未払いあり	294	42.86
再編前給与未払いなし	392	57.14
再編後支払った	294	42.86
全部支払った	228	80.57
一部支払った	55	19.43

(出所) [9] pp. 6-57より作成

表17 再編による税金の支払い状況

	企業数(社)	比率(%)
再編後未納税金を納付した	127	47.04
再編後未納税金を納付していない	143	52.98
合計	270	100

(出所) [9] pp.59-60より作成

表18 銀行債務の償還状況

	全企業		中央企業		地方企業	
	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)	企業数(社)	比率(%)
償還または償還承諾をした企業	252	50.20	46	46.46	206	51.12
未償還または償還承諾をしていない企業	250	49.80	53	53.54	197	48.88
合計	502	100	99	100	401	100

(出所) [9] pp.60-61より作成

問題③について、国有資本の再編によって企業は国有という性質が変わらず、今までと同じように政府に頼っている。政府は再編にかかるコストを負担するだけでなく、再編後の企業の面倒も見なければならない。再編によってこれまで蓄積された問題を一回クリアすることになるが、それによって国有企業の非効率性という問題が解決されるわけではない。つまり、国有企業の資本再編は1つの中間ステップにすぎず、そこからさらに民営化というプロセスをたど

ることが必要である。

VI. おわりに

現段階における国有企業改革は民営化と資本再編の2つの方法で行われているが、現在の中国では後者がより受け入れやすい。その理由は、国有という枠内での調整であり、私有化というイデオロギーの論争に無関係だからである。

中国では改革開放政策を打ち出してから30年になり、人々の考え方もほぼ市場経済に慣れたが、社会主義というイデオロギーはまだ完全に放棄していない。現在社会主義を信奉する人はほとんどいないが、社会主義の放棄は、共産党の自己否定になりかねないので、それを形式上守らなければならない。

この制約の中で国有企業の改革も一気に民営化を進むことができず、資本再編、部分的民営化、小企業の民営化などのように段階的に前進するしかない。このような漸進的な改革は現実の中でやむをえないが、1つ憂慮すべき問題がある。その問題とは、最近の国有企業業績の改善に伴う認識の変化である。つまり、国有企業業績の向上に伴って、これ以上の改革が不要であると考えられる人が増える可能性があるのだ。しかし、現在の業績向上は好景気というマクロ環境に加え、国有企業の独占利益による部分が多く、国有企業の非効率性等の問題が解決されたわけではない。これからよりいっそう改革を推進していかなければ、国有企業は再び以前と同じような問題に直面することになるだろう。

注

- 1) 「民営化」という言葉には2つの意味が含まれる。1つは国所有であるが、民間に経営を任せることであり、いま1つは「私有化」を意味するものである。ここでは後者の意味で使う。ただしこの場合の「私有化」は、民間資本が過半数になったという意味ではなく、民間資本が入ったという意味である。
- 2) 無論、この結論は環境状況や時期などをまったく考慮せずに民営化を行うべきという意見ではない。
- 3) たとえば、最低入札金を異常に高く設定し、誰も入札できないようにしてから、経営陣に安く売る。

参 考 文 献

- [1] 今井健一編 (2002) 「中国の公企業民営化—経済改革の最終課題—」 アジア経済研究所。
- [2] 関志雄 (2002) 「中国経済再入門」 経済産業研究所。
- [3] 朱建栄 (1998) 「朱鎔基の中国改革」 PHP 新書。
- [4] 徐涛 (2006) 「中国上場国有企業の民営化と資本再編」 『アジア研究』 Vol. 52, No. 4
- [5] 中国国家统计局 『中国統計年鑑』 各年版, 中国統計出版社。

中国国有企業改革について

- [6] 陳佳貴 (2007) 『中国国有企業改革与發展研究』 經濟管理.
- [7] 中兼和津次編 (1999) 『現代中国の構造変動經濟—構造変動と市場化』 東京大学出版会.
- [8] 丸川知雄編 (2002) 『中国企業の所有と経営』 アジア經濟研究所.
- [9] 劉小玄・劉芍佳 (2005) 『国有企業民営化重組調査研究報告』 國務院發展研究中心.
- [10] 劉貽清・張勤徳主編 (2005) 『“郎旋風” 実録：關於国有資産流失の大討論』 中国財政經濟出版社.
- [11] 林毅夫, 蔡ホウ, 李周, 李粹蓉著 (関志雄・李粹蓉訳) (1999) 『中国の国有企業改革—市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築』 日本評論社.
- [12] Xu, X. and Wang Y. (1997), “Ownership structure, corporate governance, and corporate performance”, *Policy Research Working Paper*.